国際取引法学会の新設にむけた祝辞

50年ほど前、文部省の係官とこんなやりとりがありました。「先生が講義なさる国際取引法の内容はどんなものですか」「税金は扱いませんが、随時私の関与した英文契約書や判例を利用しつつ、国籍の異なる企業や人の間の物の売買、運送と保険、知的財産、投融資、企業形態、競争法、仲裁、訴訟、調停による紛争処理、そして国際取引に深く関与する WTO その他の国際機関、国際協定の働きを学んでゆきます」「国際取引法という言葉は、どうも親しみにくそうで、特別商法と呼ぶのはどうでしょう」「あまりよくありません。商法に入らないことが多いですから」「国際公法、国際私法、国際組織法に加えて、国際四法ということになるのでしょうか」「そんなふうに考えていただいても結構です」。

こうして、1966年、日本の法学部でははじめての国際取引法の授業が始まりました。たまたまその年、日本大学の染野啓子教授も、国際取引法という授業を始められましたが、その範囲は、日本の外資法、外国為替管理法など、私の国際取引法よりもいささか狭いものでした。そのうち南山大学が法学部新設許可を申請すると、文部省から斬新な科目も加えるようにとの指導を受け、例えばどういう科目ですかときくと、「国際取引法」という答えが返ってきたとのことでした。国際取引法という科目は、日本の大学、大学院、そして社会に急速にひろまってゆきました。

そして 20 世紀も終わりに近づくにつれ、地味に、しかし堅実に実績を世に残すべく、9 名の発起人で学会を立ち上げることを決め、2000 年 1 月に国際取引法フォーラムが誕生しました。この動きは外国でも喜びと期待を以て迎えられ、会費徴収もなく、もっぱら会員の熱意に支えられた優れた報告の数は、15 年間で何と百数十件に達しました。

このたび雄大な構想で新「国際取引法学会」が新設されることは、多くの同志がふえることであって喜ばしく、その成功を祈念しつつ、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

澤田壽夫

弁護士 上智大学名誉教授 1989-2009 ICC 国際仲裁裁判所副所長